第４号様式（第47条）

請 書 兼 請 求 書

【備考】

１ この請書兼請求書で処理できるものは50万円未満のものであること。

２ 太線の枠内は、受注者が記入すること。

３ 内訳書不足の場合は本様式による別紙内訳書を裏面につけ、内訳書別紙の表示をして、本書との間に契印すること。

|  |  |
| --- | --- |
| 件名 |  |
| 契約番号 | 第 号 | 納入先又は工事場所 |  |
| 契約締結日 | 年 　　月　 　日 | 履行・納入期限 | 年　　月　　日限り |
| 請書兼請求書 |
| 　　　　　　　　　　 | 金額(※1) | 　　 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |  |
| 　千代田区契約担当者　様千代田区契約事務規則及び裏面の条項承諾のうえ、間違いなく履行します。納入又は履行完了後の検査に合格後、契約約款の規定により、上記金額をお支払い願います。

|  |  |
| --- | --- |
| 住所 |  |
| 氏名（法人名・代表者名） | 　　　　　　　　　　 　 　　　　　 　 　　㊞　　 |
| 契約代金請求日(※2) | 年 月 日 |

※2 契約代金請求日が未記入の場合は、区の検査合格日をもって請求日とする。　　　　　　　　　　　　　　　　契約代金請求日を記入する場合は、区検査合格日と同日以降の日付を記入すること。契 約印 紙印 |
| 内　　　　訳 | 品　　　名 | 規格 | 数量 | 単位呼称 | 単　価 | 金　　額 | 備　　考 |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
| 下記口座にお振込ください。（区役所内指定金融機関の窓口での支払を希望する場合は空欄とすること。） |
|  | 銀　　行信用金庫信用組合 | 店　出張所 |  |
|  | 預金種目 | １　普通　２　当座３　貯蓄（○で囲む） | 口座番号 |  | 連絡先電話 | - - |  |
|  | フリガナ |  |
|  | 名　義 |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

４ (※1)印の金額には、頭に接して￥止めをすること。
５ 太線の枠内の訂正は、受注者の印を押すこと。それ以外の各欄の訂正は、その作成責任者印を押すこと。
６ 下記の住所・氏名(法人名・代表者名)記載欄には、契約締結日時点の情報を記載すること。なお請求日時点でその

変更が生じる場合は、区に申し出ること。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 契約担当課 | 部　　　 　　　課 | 検 査 員 |  |
| 履行完了・納入日 | 年　 　　月 　　　日 |
| 立 会 者 |  |
| 検査合格日 | 年　　 　月 　　　日 |

契　　約　　条　　項

　　千代田区（以下「甲」という。）は、表記金額で物品の購入、各種の委託又は修繕工事等を行うため、供給者又は請負人（以下「乙」という。）と次のとおり契約する。

　第１条　物品納入、工事請負等の契約内容は、表記のとおりである。

　第２条　乙は、表記の期限内に義務を履行することができなくなったときは、そのつど遅滞なくその事由及び遅滞日数等を詳記して、甲に届け出なければならない。この場合において、甲は、届出理由が適当と認めたときは、期限の延長を承認することができる。

　第３条　納入物品、工事等は、見本、仕様書、図面及び内訳書等によるものとし、見本その他により品質を指示されないときは、中等以上のものでなければならない。

　第４条　この契約について、仕様書、図面又は契約条項に明示されていない事項であっても契約履行上当然必要なものについては、甲の指示により乙の負担で行わなければならない。

　第５条　納入物品、工事等は、甲の定める検査に合格しなければならない。

　２　前項の検査に必要な費用及び検査による変質変形又は消耗損傷は、すべて乙の負担とする。

　第６条　前条の検査は、持込み又は完成の日から物品にあっては10日、工事にあっては14日以内に完了するものとする。

　第７条　検査の結果不合格と決定されたときは、乙は、速やかに物品の引換え又は工事等の手直しをしなければならない。

　第８条　物品の所有権は、検査に合格したとき、甲に移転するものとし、移転前に生じた損害は、すべて乙の負担とする。

　第９条　乙は、納入物品又は工事等の目的物の引渡し後１年間は、その契約不適合について補修の責任を負わなければならない。

 第10条　乙からの契約代金の請求年月日は、乙が履行を完了し、かつ甲の検査に合格した後に受領した適法な請求書に記載された日とする。ただし、乙が請求年月日を記載しない場合は、履行を完了し、かつ甲の検査に合格した日とする。

　２　甲は、前項の請求年月日から起算して物品にあっては30日、工事にあっては40日以内に契約代金を支払うものとし、支払場所は千代田区役所とする。

　第11条　乙は、期限内に物品の納入又は工事等を完了しないときは、期限の翌日から完了の日までの日数に応じ、延滞部分に対する代金につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条第１項に基づき財務大臣が定める率（以下「法定率」という。）と同率（年当たりの率は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日の率とする。）で計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）を違約金として納付するものとする。

　第12条　甲は、必要と認めたときは、乙と協議のうえ契約の全部若しくは一部の解除、内容の変更又は履行の中止をすることができる。

　第13条　甲は、乙が次に該当するときにおいて、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がない時は、契約を解除することができる。

　　(１) 期限内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認めたとき。

　第14条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。

(１) 第23条の規定に違反し、請負代金債権を譲渡したとき。

(２) この契約の目的を達成することができないことが明らかであるとき。

(３) 乙がこの契約の目的達成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(４) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(５) 契約の目的や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。

(６) 千代田区契約事務規則第４条及び第５条の規定に該当するとき。

(７) 乙又はその代理人がこの契約事項に違反したとき。

(８) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務を履行せず、甲が前条の催告をしても契約した目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

第15条　第13条及び前条に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

第16条　乙は、甲がこの契約内容に違反したときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

第17条　乙は第12条の中止期間が引続き３月以上に及ぶときは直ちにこの契約を解除することができるものとする。

第18条　第16条及び前条に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

第19条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

　(１) 契約期間内に目的を達成することができないとき。

　(２) 第22条の規定によりこの契約が解除されたとき。

　(３) 前２号に掲げる場合の他、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

２　次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、乙は、契約金額の10分の１に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

　(１) 第13条又は第14条の規定により契約の目的の達成前にこの契約が解除されたとき。

　(２) 契約の目的の達成前に、乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。

３　前２項各号に規定する債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、前２項の規定は適用しない。

第20条　乙は、甲が次の各号のいずれかに該当するときはこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その請求の根拠となる債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

(１) 第16条又は第17条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(２) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

第21条　甲は、契約金額の支払が期限内に終了しないときは、期限の翌日から履行の日までの日数に応じ、支払金額につき、法定率と同率（年当たりの率は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日の率とする。）で計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）を遅延利息として支払うものとする。

　第22条　乙が次の各号のいずれかに該当するときは、甲は直ちに契約を解除するものとする。

　　　　 　(１) 暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から５年を経過しないものをいう。以下同じ。）である場合又は暴力団員等が乙の経営に実質的に関与していると認められるとき。

　　　　　　(２) 役員等（乙が個人である場合にはその者を乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時請負契約を締結する事務所の代表者をいう。）が自己、自社若しくは第三者の利益を図るため、又は、第三者に損害を加えるため暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団及び前号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）を利用したと認められるとき。

　　　　　　(３) 暴力団等に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与するなど、暴力団の維持若しくは運営に協力したと認められるとき。

　　　　　　(４) 暴力団等と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。

　　　　　　(５) 下請契約、資材・原材料の購入契約、その他の契約にあたり、その契約相手方が前各号のいずれかに該当する者であると知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。

　　　　　 (６) 千代田区契約関係暴力団等排除要綱（平成23年８月26日23千政契担発第71号。以下「要綱」という。）第４条に基づく勧告を受けた日から１年以内に再度勧告を受けたとき。

　　　　　　(７) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

　２　前項の規定により契約が解除された場合において、乙に損害が生じても、甲は一切賠償の責めを負わない。

　　　　３　乙は、この契約の履行にあたり要綱第３条に基づく入札参加除外を受けている者にこの契約の下請負（二次以降の下請負を含む。以下同じ。）をさせ又は委託を行ってはならない。また、乙は、この契約の下請負をし又は受託をした者（以下「下請負人等」という。）が契約履行期間中に入札参加除外を受けた場合は、速やかに下請負人等との契約の解除をしなければならない。

　４　第１項各号に該当する疑義が乙に生じた場合は、甲は警視庁と該当の有無について情報交換を行うことができる。

　５　乙は、この契約の履行にあたり、暴力団等又はその関係者から履行妨害又は下請参入の要求等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに甲への通報及び警視庁への届出を行わなければならない。また、乙は、下請負人等が暴力団員等から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに甲への通報及び警視庁への届出を行うよう指導しなければならない。これらを怠った場合には、甲は乙を指名停止とすることができる。

　６　乙は、前項の規定による通報及び届出により、甲が行う調査及び警察が行う捜査に協力しなければならない。

 第23条　乙はこの契約から生じる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができないものとする。但し甲の承認を得た場合はこの限りでない。

　第24条　乙は、この契約条項のほか、千代田区契約事務規則その他法令を遵守しなければならない。